

家庭内家具等転倒防止器具給付の流れ

① 申請

申請者は「袋井市家庭内家具等転倒防止器具給付申請書」を市役所危機管理課（袋井市防災センター3階）又は浅羽支所市民サービス

市の指定する器具（別添「袋井市指定転倒防止器具一覧」参照）の中から6台分まで（10年度の間で、1世帯につき1回）の転倒防止器具を現物給付します。
ただし、1台当たりの転倒防止器具代として、2,000円まで市が負担し、2,000円を超える分は申請者の負担となります。

② 給付決定

市から申請者へ「袋井市家庭内家具等転倒防止器具給付決定通知書」が交付されます。

※ 申請者負担分のある場合は、納入済通知書を同封します。

申請のあった転倒防止器具の「給付の有無」及び「給付日（窓口（指定された市役所危機管理課（袋井市防災センター3階）又は浅羽支所市民サービス課）に取りに来ていただく日）」をお知らせします。

※ 1台当たり2,000円以上の転倒防止器具を申請された場合、2,000円を超える分は申請者負担となりますので、申請者負担分の納入済通知書を交付決定通知と一緒に送ります。

③ 転倒防止器具の受取

申請者は、「袋井市家庭内家具等転倒防止器具給付決定通知書」を持参して、市役所危機管理課（袋井市防災センター3階）又は浅羽支所市民サービス課の窓口で転倒防止器具を受け取ってください。

※ 申請者負担分がある場合は、領収書をご持参ください。

申請者が指定した窓口に転倒防止器具を受取に行ってください。また、受取の際には、「袋井市家庭内家具等転倒防止器具給付決定通知書」をご持参ください。

なお、申請者負担分のある場合は、同封された納入済通知書で市役所1階の静岡銀行窓口か出納室又は浅羽支所市民サービス課市民サービス係の窓口で申請者負担分をお支払いいただき、転倒防止器具受取の際に、領収書もご持参ください。

【転倒防止器具の受取の際に必要なもの】

- ① 袋井市家庭内家具等転倒防止器具給付決定通知書
- ② 領収書（※申請者負担がある場合のみ）